

第5次宇都宮市男女共同参画行動計画

【令和5年度～令和9年度】

令和5年2月

宇 都 宮 市

はじめに

本市では、平成15年度に「宇都宮市男女共同参画推進条例」を制定し、これまで4次にわたる「宇都宮市男女共同参画行動計画」により、男女共同参画に関する施策事業を推進してまいりました。

このような中、人口減少・少子高齢化の進行や若年世代の首都圏への転出、人生100年時代の到来など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、加えて、新型コロナウイルス感染症の脅威は、私たちの雇用や生活面、人々の行動に大きな影響を及ぼしました。

さらに、世代や活動の場によって固定的性別役割分担意識の解消や、様々な分野における女性の政策・方針決定過程への登用促進、男性の家事・育児への参画促進、コロナ下で顕在化した不安や困難な問題を抱える女性への支援が必要となるなど、男女共同参画を取り巻く環境も大きく変化しております。

これら男女共同参画を取り巻く新たな課題等に適切に対応するため、このたび、「宇都宮市男女共同参画推進条例」の基本理念のもと、市民、事業者、行政等が同じ将来像を共有し、一丸となって男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していけるよう、令和5年度からの5年間を計画期間とする「第5次男女共同参画行動計画」を策定いたしました。

本計画の推進にあたっては、市民や関係団体や事業者の皆様など、多様な主体と連携し、男女が共に活躍できる社会の実現に取り組んでまいりますので、皆様からのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、本年6月には、本県におきまして、G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が開催される予定であり、女性活躍の機運醸成に向けた好機と捉えておりますので、市民の皆様の更なる御理解を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、実施したアンケート調査やパブリック・コメントに御協力いただきました市民の皆様、また、貴重な御意見や御指導を賜りました「宇都宮市男女共同参画審議会」委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

令和5年2月

宇都宮市長 佐藤 栄 一



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2章 計画策定の背景	4
1 男女共同参画を取り巻く社会の動向	4
第3章 本市の現状	10
1 データから見る本市の現状	10
2 市民意識調査, 事業所意識調査, 児童意識調査等の結果	17
3 「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の評価と課題	39
4 「第3次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の評価と課題 ..	45
5 課題の総括	49
第4章 計画の基本的な考え方	52
1 基本理念	52
2 目指すべき姿	53
3 基本目標	53
4 目標値の考え方	54
5 重点施策の考え方	55
第5章 施策の展開	56
1 計画の体系	56
2 計画の施策と事業	58
3 施策の具体的な展開	61
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透	61
基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進	66
基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり	76

第6章 計画の推進 84

- 1 市民，事業者，関係団体等との協働 84
- 2 宇都宮市男女共同参画推進センター「アコール」
を中核とした男女共同参画の推進 84
- 3 推進体制 84
- 4 計画の進行管理 85
- 5 調査・研究 85

参考資料 86

- 1 国際婦人年（1975年）以降の女性問題をめぐる
世界・日本・栃木県・宇都宮市の動き 86
- 2 男女共同参画社会基本法 92
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
（DV防止法） 98
- 4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
（女性活躍推進法） 110
- 5 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 122
- 6 宇都宮市男女共同参画推進条例 129
- 7 宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則 134
- 8 宇都宮市男女共同参画審議会 136
- 9 用語解説 144